

かごしまの農林水産物認証マーク使用基準

第1 目的

「かごしまの農林水産物認証マーク（以下「認証マーク」という。）」を使用するにあたり、必要な事項を定めるものとします。

第2 使用の範囲

- 1 「認証マーク」は次のいずれかの者が使用できるものとします。
 - (1) かごしまの農林水産物認証制度実施要綱及び実施要領に基づいて認証を受けた生産者
 - (2) 県
 - (3) その他県が適当であると認める者
- 2 「認証マーク」は次のいずれかにおいて使用できるものとします。
 - (1) 認証を受けた品目またはその容器包装に表示する場合
 - (2) 認証を受けた品目を出荷する際の段ボール箱等に表示する場合
 - (3) 認証を受けた品目が販売されている場所にポップ等に表示する場合
 - (4) 認証を受けた品目のPR用のぼりやポスター等に表示する場合
 - (5) 認証を受けた品目を生産するほ場や選果場など生産・出荷する施設に認証を受けた施設であることを表示し、生産者の意識の高揚を図る場合
 - (6) 認証を受けた品目の生産情報等を提供する際のホームページに表示する場合
 - (7) その他県が適当であると認める場合

第3 使用の管理

「認証マーク」を使用するにあたって、情報管理責任者は次の各号に掲げる事項の管理を行います。

- (1) 第2の2の(1)の場合であって、認証された品目に出荷段階で既に容器包装に表示している場合又は小分け用として認証マークを印刷したシール等を同封して出荷した場合は、出荷日、出荷先及び出荷量を記録・保存しなければなりません。
- (2) 前号の後段の場合又は第2の2の(3)の場合は、売り場での表示について責任をもって対応できる小売業者等（卸売業者、仲卸業者、売買参加者及び小売業者をいう。以下同じ。）に出荷する場合に限り使用できるものとし、「認証マーク」を使用する際は、小売業者等の名称、所在地及びその小売業者等の代表者名を審査・認証機関を経由して県に届け出なければなりません。
- (3) その他県が必要であると認める場合

第4 「認証マーク」の設定と表示

認証を受けていることを表現する場合は、「認証マーク」に認証登録番号及び県ホームページアドレスを併せて明記してください。

なお、「認証マーク」の基本デザイン（表示色、マークの規格等）については、別に定めます。

第5 使用料

「認証マーク」の使用料は、無償とします。

第6 報告及び調査

県及び審査・認証機関は、「認証マーク」を使用している者に対して、「認証マーク」の使用状況の報告を求め、その調査を行うことができます。

第7 使用の取消し

審査・認証機関は、前項により「認証マーク」の使用が適切でないと認めるときは、「かごしまの農林水産物認証制度実施要領」第14の規定に基づき、認証の取消しを行うことができます。